

科 目	金 額	金 額
(負 債 の 部)	令和6年度	令和7年度
預 金 積 金	165,892,442	162,120,836
当 座 預 金	1,437,300	1,168,691
普 通 預 金	81,972,827	79,245,173
貯 蓄 預 金	110,642	115,438
通 知 預 金	74,706	102,531
定 期 預 金	77,219,570	76,611,987
定 期 積 金	4,440,726	4,294,870
そ の 他 の 預 金	636,668	582,144
譲 渡 性 預 金	—	—
借 入 金	5,000,000	5,000,000
借 入 金	—	—
当 座 借 越	5,000,000	5,000,000
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 り	—	—
外 国 他 店 借	—	—
売 渡 外 国 為 替	—	—
未 払 外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	397,136	407,267
未 決 済 為 替 借	44,625	36,523
未 払 費 用	163,698	181,182
給 付 補 填 備 金	415	1,481
未 払 法 人 税 等	9,540	9,369
前 受 収 益	51,605	80,478
払 戻 未 済 金	94,530	66,430
職 員 預 り 金	—	—
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借 入 商 品 債 券	—	—
借 入 有 価 証 券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リ ー ス 債 務	—	—
資 産 除 去 債 務	—	2,603
そ の 他 の 負 債	32,720	29,198
賞 与 引 当 金	26,712	26,357
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	176,614	175,416
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	—	—
睡眠預金払戻損失引当金	3,487	1,307
偶 発 損 失 引 当 金	83,864	137,309
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
負 務 保 証	53,498	15,904
負 債 の 部 合 計	171,633,757	167,884,399
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	8,235,631	8,190,114
普 通 出 資 金	3,185,631	3,140,114
優 先 出 資 金	5,050,000	5,050,000
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利 益 剰 余 金	△1,341,780	133,910
利 益 準 備 金	—	—
その他利益剰余金	△1,341,780	133,910
特 別 積 立 金	—	—
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	△1,341,780	133,910
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	6,893,850	8,324,024
その他有価証券評価差額金	△1,818,932	△2,454,795
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評価・換算差額等合計	△1,818,932	△2,454,795
純 資 産 の 部 合 計	5,074,917	5,869,228
負債及び純資産の部合計	176,708,675	173,753,628

経理・経営内容

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	3,672,611	4,560,879
資金運用収益	2,661,331	2,958,226
貸出金利息	2,346,660	2,489,344
預け金利息	118,140	291,523
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	161,024	151,629
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	35,506	25,727
役務取引等収益	116,464	114,700
受入為替手数料	42,280	40,870
その他の役務収益	74,184	73,830
その他業務収益	5,277	11,549
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	5,277	11,549
その他経常収益	889,538	1,476,402
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	385	155
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	889,153	1,476,247
経 常 費 用	3,003,698	3,069,965
資金調達費用	85,636	239,943
預金利息	84,651	237,490
給付補填備金繰入額	258	1,647
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	726	805
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	531,119	490,666
支払為替手数料	19,457	20,707
その他の役務費用	511,662	469,959
その他業務費用	113,970	1,864
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	111,664	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	2,306	1,864
経 費	1,845,766	1,884,756
人 件 費	996,446	998,855
物 件 費	750,206	779,104
税 金	99,112	106,796
その他経常費用	427,205	452,734
貸倒引当金繰入額	347,243	359,727
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	201
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	79,961	92,804
経常利益(又は経常損失)	668,912	1,490,913

科 目	令和6年度	令和7年度
特 別 利 益	2,422	2,391
固定資産処分益	2,302	2,391
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	120	—
特 別 損 失	157,925	14,020
固定資産処分損	8,244	5,479
減 損 損 失	149,680	8,541
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	513,410	1,479,284
法人税、住民税及び事業税	9,540	9,369
法 人 税 等 調 整 額	△84,169	△5,775
法 人 税 等 合 計	△74,629	3,593
当期純利益(又は当期純損失)	588,040	1,475,690
繰越金(当期首残高)	△1,929,821	△1,341,780
積 立 金 取 崩 額	—	—
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)	△1,341,780	133,910

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)	△1,341,780	133,910
計	△1,341,780	133,910
剰余金処分額(又は損失金処理額)	—	133,900
利 益 準 備 金	—	13,400
特 別 積 立 金	—	120,500
普通出資に対する配当金	—	—
	(年—%の割合)	(年—%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(年—%の割合)	(年—%の割合)
繰越金(当期末残高)	△1,341,780	10

内部監査有効性の確認と法定監査状況

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第55期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月29日

青森県信用組合

理事長 堀内 元博

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「平岡智広公認会計士」の監査を受けております。

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 15年～50年 |
| その他 | 3年～60年 |
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査管理部(資産査定部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上翌事業年度から費用処理
----------	--

当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
- | | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 243,135百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 207,181百万円 |
| 差引額 | 35,953百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
- 1.084% (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高8,850百万円及び財政上の余剰金44,804百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金13百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
8. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
9. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
10. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として一時点で収益を認識しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- 貸倒引当金 3,308百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
- 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
13. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

- これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的にALM委員会や経営陣による常務会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
- 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- 市場リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理方針に基づき、ALM委員会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会及び理事会に報告しております。
- (ii)価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程及び余裕金運用取扱要領に従い行われております。
- 総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を行っております。
- 総合企画部で保有している株式の一部には、事業推進目的で保有しているものが、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
- これらの情報は総合企画部より、ALM委員会及び理事会において定期的に報告されております。
- (iii)市場リスクに係る定量的情報
- 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。
- 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量として、金利の変動の管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、「当期末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合、1.00%上昇)が生じた場合、経済価値は、2,283百万円減少するものと把握しております。また、要求払預金については明確な金利設定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。
- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

14. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない非上場株式等は次表には含めておりません((注2)参照)。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	64,554	63,717	△837
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,698	1,571	△127
その他有価証券	18,174	18,174	—
(3) 貸出金(*1)	83,441		
貸倒引当金(*2)	△3,269		
	80,172	82,297	2,125
金融資産計	164,600	165,761	1,160
(1) 預金積金(*1)	162,120	161,683	△437
(2) 借入金(*1)	5,000	5,000	—
金融負債計	167,120	166,683	△437

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、当座借越によるものであり、期間が短期であることから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
関連法人等株式(*1)	1
非上場株式(*1)	14
組合出資金(*2)	859
合 計	874

(*1) 関連法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

15. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	一百万円	一百万円	一百万円
地 方 債	一百万円	一百万円	一百万円
社 債	一百万円	一百万円	一百万円
小 計	一百万円	一百万円	一百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	298百万円	275百万円	△23百万円
地 方 債	一百万円	一百万円	一百万円
社 債	1,400百万円	1,295百万円	△104百万円
小 計	1,698百万円	1,571百万円	△127百万円
合 計	1,698百万円	1,571百万円	△127百万円

(3) 関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	337百万円	181百万円	155百万円
債 券	300百万円	300百万円	0百万円
国 債	一百万円	一百万円	一百万円
地 方 債	300百万円	300百万円	0百万円
社 債	一百万円	一百万円	一百万円
小 計	638百万円	481百万円	156百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	一百万円	一百万円	一百万円
債 券	17,536百万円	20,147百万円	△2,611百万円
国 債	1,151百万円	1,568百万円	△417百万円
地 方 債	763百万円	883百万円	△119百万円
社 債	15,621百万円	17,696百万円	△2,074百万円
小 計	17,536百万円	20,147百万円	△2,611百万円
合 計	18,174百万円	20,629百万円	△2,454百万円

16. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

17. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

18. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1 年 超 5 年以内	5 年 超 10 年以内	10 年 超
債 券	1,100百万円	9,538百万円	1,725百万円	7,172百万円
国 債	一百万円	一百万円	298百万円	1,151百万円
地 方 債	300百万円	一百万円	683百万円	80百万円
社 債	799百万円	9,538百万円	742百万円	5,940百万円
合 計	1,100百万円	9,538百万円	1,725百万円	7,172百万円

19. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当事業年度における減損処理は0百万円(うち、株式0百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末時価が取得原価と比べ、30%以上下落したもののうち、50%以上下落したものは原則全て、30%以上50%未満下落したものは過去一定期間の時価の推移や発行会社の業況

の推移、また、市場環境の動向等を考慮のうえ、回復の可能性が認められないと判断される銘柄の時価が著しく下落したものとして減損処理しております。

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,826百万円
危険債権額	2,780百万円
三月以上延滞債権額	22百万円
貸出条件緩和債権額	97百万円
合計額	5,727百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は0百万円あります。

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,775百万円であります。これらは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額 5,512百万円

24. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 101百万円

25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 「該当なし」

26. 子会社等の株式又は出資金の総額 1百万円

27. 子会社等に対する金銭債権総額 「該当なし」

28. 子会社等に対する金銭債務総額 11百万円

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,151百万円
貸倒引当金	746百万円
固定資産減損	522百万円
退職給付引当金	49百万円
賞与引当金	7百万円
その他	240百万円
繰延税金資産小計	2,718百万円
税務上の欠損金に係る評価性引当額	△1,151百万円
将来一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,358百万円
評価性引当額小計	△2,510百万円
繰延税金資産合計	207百万円
繰延税金負債	
有形固定資産(資産除去債務)	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円
繰延税金資産(負債)の純額	206百万円

30. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	17,600百万円
担保資産に対応する債務	借入金	5,000百万円

上記のほか、為替取引等のために預け金10,080百万円を担保として提供しております。

31. 出資1口当たりの純資産額は130円44銭です。

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 1百万円
- 子会社等との取引による費用総額 152百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 230円74銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 次の資産について、回収可能価額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額8百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	用 途	種 類	減損損失
青森市内	収蔵品	その他の有形 固定資産	8百万円

当組合は、管理会計上の最小区分である営業店をグルーピングの単位としており、本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については、それぞれ独立したグループとしております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産については主に不動産鑑定評価額から、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積価額から処分費用見込額を控除して算定しております。